相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市松代町松代九六六番地、最後の住所東京都世田谷区奥沢七丁目四八番二号　被相続人　亡　片山日出夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

東京都千代田区神田小川町三―一一―二イ　ンペリアルお茶の水二〇一号

相続財産管理人　弁護士　天野　耕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東砂八丁目五番、最後の住所東京都江東区東砂八丁目五番七―五〇一号

被相続人　亡　潮　二六代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一一号有楽町法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐藤　榮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字木浦一〇四九番地、最後の住所新潟県糸魚川市大字木浦九四一番地一一　被相続人　亡　五味川義郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

新潟県糸魚川市横町三丁目六番七号　相続財産管理人　髙尾さよ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市昭和区村雲町一一〇二番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区釜塚町一丁目五四番地の二ライオンズマンション新瑞橋七〇一号　被相続人　亡　水野　雄司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

名古屋市南区松城町一丁目三〇番地の一長谷川ビル二〇一号　相続財産管理人　加藤　芳樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県苫田郡加茂町大字公郷一一五一番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町一丁目一番一―四一〇号　被相続人　亡　田中　伸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

兵庫県尼崎市神田北通一丁目五番地E&Eビル五階弁護士法人ライト法律事務所　相続財産管理人　弁護士　阪田　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市岡町二八番地、最後の住所兵庫県姫路市田寺五丁目五番一一号　被相続人　亡　松岡よしゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

神戸市中央区元町通六丁目一番一号栄ビル四階栄町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中島賢二郎

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

愛知県名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号側島ノリタケビル二階名古屋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坪井　陽典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区中割町四丁目八九番地、最後の住所名古屋市南区東又兵ヱ町三丁目一四番地の二宝第二笠寺ハイツ七〇八号　被相続人　亡　佐藤　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

名古屋市南区松城町一丁目三〇番地の一長谷川ビル二〇一号　相続財産管理人　加藤　芳樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県苫田郡加茂町大字公郷一一五一番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町一丁目一番一―四一〇号　被相続人　亡　田中　伸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

兵庫県尼崎市神田北通一丁目五番地E&Eビル五階弁護士法人ライト法律事務所　相続財産管理人　弁護士　阪田　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市岡町二八番地、最後の住所兵庫県姫路市田寺五丁目五番一一号　被相続人　亡　松岡よしゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

神戸市中央区元町通六丁目一番一号栄ビル四階栄町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中島賢二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県美方郡香美町香住区香住一七三六番地一、最後の住所兵庫県美方郡香美町香住区香住一七三六番地の一　被相続人　亡　中村　敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

事務所兵庫県豊岡市三坂町四番三号　相続財産管理人弁護士　生駒　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市松江西一丁目一九一番地、最後の住所和歌山県和歌山市松江北七丁目七番一一号　被相続人　亡　前田　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

和歌山市三番丁一三番地　相続財産管理人　司法書士　宮脇　直也

任意清算公告

当社は、平成二十一年九月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月九日

神戸市長田区宮川町二丁目二二番地　合名会社石井呉服店　代表社員　石井　貞夫

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年９月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①スターツピタットハウス株式会社　②国土交通大臣(1)7129　③代表取締役　河野一孝　④東京都中央区日本橋三丁目４番10号　廃止した従たる事務所　名古屋市千種区池下１―９―２　名古屋市熱田区新尾頭１―６―８　兵庫県尼崎市南塚口町１―12―８　大阪府吹田市広芝町10―40　大阪府堺市中百舌鳥町２―56　大阪府摂津市千里丘東２―９―６　仙台市宮城野区高砂１―154―11　仙台市太白区長町南３―15―７　札幌市北区新琴似７条３―１―26　札幌市北区北18条西３―１―18　札幌市東区北16条東15―２―20　⑤5500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋三丁目４番10号

スターツピタットハウス株式会社　代表取締役　河野一孝

①株式会社エヌ・プロパティーズ　②大阪府知事(1)52487　③代表取締役　日**并**智之　④大阪府大阪市北区梅田二丁目２番２号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市北区梅田二丁目２番２号

株式会社エヌ・プロパティーズ　代表取締役　日**并**智之